

福島県知事 様

福島県商業まちづくり審議会長

福島県商業まちづくりの推進に関する条例に基づく届出について（答申）
令和3年10月28日付け3産第2107号で諮問のあったこのことについて、
審議検討の結果、意見及び要望は以下のとおりです。

記

1 イオンモール株式会社に対する意見

都市計画法に基づく堂ノ内地区計画（令和3年2月5日伊達市決定）を踏まえた特定小売商業施設の出店計画については、その規模ゆえに複数の市町村のまちづくりに与える影響があることから、関係市町村が推進する商業まちづくりに係る取組と連携を図るとともに、当該地区計画における土地利用の方針の実現に向け、適切な事業運営に取り組むこと。

2 イオンモール株式会社に対する要望

(1) 交通対策について

ア 当該計画地と隣接する道路及び周辺道路の交通に影響を与えないよう、特定小売商業施設の出店に伴って懸念される渋滞について、関係機関と協議・連携し必要な対策に取り組むこと。

イ 来店客のアクセスが円滑になるよう、路線バス等の公共交通による利便性を確保するための取組を行うこと。

(2) 防災対策について

ア 当該計画地は、阿武隈川も近く、国道との高低差もある土地であることから、周辺地域を含めた水害等への対策も考慮し、出店計画を進めること。

イ 地域の防災拠点、一時避難所としての機能を果たせるよう、乳幼児を連れた保護者等、配慮が必要な方々へ対応するなど、その機能を充実させること。

(3) 地域との連携について

県内外から多くの利用者が訪れることが想定されることから、関係市町村における商業まちづくりの取組と連携し、県北地域を始めとする周辺地域への波及効果をもたらす取組を行うとともに、届出書等に記載されている地域振興に資する取組を行うこと。

3 伊達市に対する要望

(1) 都市計画について

ア 現在見直し中の県北都市計画区域マスタープランを踏まえ、地区計画における地区施設の整備と土地利用の実現に向け取り組むこと。

イ 届出者と連携し、届出者による適切な事業の実施を支援すること。

(2) 交通対策について

ア 当該計画地と隣接する道路及び周辺道路の交通に影響を与えないよう、特定小売商業施設の出店に伴って懸念される渋滞について、届出者と協議・連携し必要な対策に取り組むこと。

イ 「伊達市地域公共交通利便増進実施計画」に基づく当該施設へのアクセスを向上させるため、路線バス等の公共交通による利便性を確保するよう取り組むこと。

(3) 地域との連携について

関係市町村の商業まちづくりの推進のため、関係市町村の意見を踏まえ、届出書等に記載されている地域振興に資する取組を行うとともに、特定小売商業施設と地域との連携を図ること。

4 県に対する要望

(1) 都市計画について

現在見直し中の県北都市計画区域マスタープランの実現に向け、構成市町村と共に適切に取り組むこと。

(2) 交通対策について

交通対策等について、関係機関と十分な協議・調整を行うとともに、大規模小売店舗立地法に基づき適切に対応すること。